

## 第1回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会について

平成23年7月21日

危機対策・情報課

島根原子力発電所の安全対策について協議を進めるため、第1回目の鳥取県原子力防災体制協議会を下記のとおり開催しました。

この会議は、5月27日に知事から中国電力社長に申し入れた島根原子力発電所の安全対策等に係る4項目（安全対策、監視体制強化、安全協定の締結、国へのEPZの拡大要望）等について具体的な検討等を進めていくため、開催したものです。

### 記

- 1 **開催日時** 平成23年7月5日（火）午後1時から3時20分まで
- 2 **開催場所** 鳥取県災害対策本部室（県庁第二庁舎3階）
- 3 **参集範囲** 中国電力株式会社（広報・環境部門部長、鳥取支社長、島根原子力本部副本部長、電源事業本部専任部長、島根原子力本部広報部専任部長 ほか）、米子市（総務部長）、境港市（産業環境部長）、鳥取県（危機管理局長、西部総合事務所県民局長、（町村代表）江府町副町長）ほか

### 4 会議概要

#### 【提案内容及び合意事項等】

島根原子力発電所に係る平常時の連絡事項（建設工事の計画及び進捗状況、運転計画及び運転状況、定期検査の実施計画及びその結果、環境放射線の測定結果等）及び緊急情報については、EPZ外であっても、鳥根県と中国電力が締結している協定に準じて「鳥取支社」から情報提供いただいているが、迅速かつ専門的な連絡通報という見地から「島根原発本部」から直接連絡願いたい。

鳥取県へは7月中を目処に「島根原発本部」から直接連絡する体制を整備する。

米子市、境港市については、安来市等と協議中であり、それとの兼ね合いがあるので持ち帰って協議したい。

年内の協定締結を目指したい。

年内締結にこだわらず、鳥根県側自治体との協議状況等も踏まえながら、しっかりと内容を協議したい。

#### 【次回までの検討依頼事項】

消防車、救急車の原発内立入時の情報提供については、周辺住民の不安を解消するために、理由のいかんに関わらず情報提供することを協定内容とすること。

防災対策（避難計画作成・環境モニタリング体制等）への協力を協定内容とすること。

#### 【その他の協議結果】

- (1) 島根原子力発電所の安全対策（4月21日以降の津波対策、耐震対策）について確認〔中国電力からの説明〕

福島原発事故を踏まえた津波対策（シビアアクシデント収束対策）として、中央制御室の作業環境（電源）の確保、緊急時における発電所構内通信手段の確保、高線量対応防護服等の資機材の確保及び放射線管理のための体制整備、水素爆発防止（水素検知・水素放出）設備の設置、がれき撤去用重機の配備等を実施済み

今後更なる信頼性向上対策として、高台（40m級）緊急用発電機の追加設置、防波壁の強化（T.P+15m）をH25年度までに順次実施する予定。

想定津波最高水位（T.P+5.7m程度）に対し、敷地の標高はT.P+8.5m以上であることから原子炉施設が被害を受ける恐れはないと考えられる。

（参考）4月20日以前に緊急に実施した安全対策

シビアアクシデント発生防止対策として、出入口扉等の浸水防止対策、高圧発電機車等による電源の確保や冷却機能の確保等の冷却対策、原子炉格納容器ベント（排気）用資機材の確保、原子炉等への代替注水手段（消防車等）の確保等を実施済み  
危機管理局長からの主な質問

国としての福島原発事故を踏まえた耐震安全性の検証がなされていないのではないか。

（2）環境放射線モニタリング体制について確認

〔中国電力からの説明〕

- ・松江市内（10km圏）のモニタリングポスト11局（島根県設置6局、中国電力設置5局）において、放射線量や気象データを収集監視するとともに、島根県HPで公開。

5 その他

- ・次回は、8月上旬に西部地区で開催予定